

平成28年度における「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）」に基づく取組の実施状況

法務省，公安審査委員会及び公安調査庁では，採用昇任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定），国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定），女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく特定事業主行動計画等を，「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（以下「アット・ホームプラン」という。）」として一体的に策定し，全職員の「働き方改革」によるワークライフバランスの実現，男性の家庭生活における活躍，女性の職業生活における活躍及び次世代育成支援の推進に取り組んでいます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づき，平成28年度におけるアット・ホームプランの取組の実施状況について，以下のとおり公表します。

1 数値目標と実績について

(1) 年次休暇の取得日数

平成32年までの目標値	平成28年実績	(参考)平成27年実績
15日以上	11.6日	11.0日

※ 暦年で算出

(2) 男性職員の育児休業取得率

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
13%	7.2%	5.2%

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計5日以上取得率

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
100%	51.5%	30.2%

- (4) 法務省全体の国家公務員採用試験（男女別を実施する試験等を除く。）からの採用者に占める女性の割合

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
毎年度30%以上	40.7%	35.4%

※ 平成28年4月1日付け採用者

- (5) 国家公務員採用総合職試験の採用者に占める女性の割合

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
毎年度30%以上	42.9%	60.0%

※ 平成28年4月1日付け採用者

- (6) 指定職相当に占める女性の割合

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
6%	5.7%	6.3%

※ 平成28年7月1日現在

- (7) 本省課室長相当職に占める女性の割合

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
8%	6.0%	5.8%

※ 平成28年7月1日現在

- (8) 地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
12%	9.0%	8.7%

※ 平成28年7月1日現在

- (9) 本省係長相当職に占める女性の割合

平成32年度までの目標値	平成28年度実績	(参考)平成27年度実績
30%	19.6%	18.7%

※ 平成28年7月1日現在

2 具体的に実施した取組例

アット・ホームプランに基づき、ワークライフバランス推進のための長時間勤務の是正等の全職員による働き方改革，男女問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備，女性の採用・登用の拡大・計画的育成・キャリア形成支援及び次世代育成支援を推進するため，以下のとおり，法務省全体又は各職場・部署単位等において各種取組を実施しました。

- (1) 職員に対する意識啓発

- 全府省一斉定時退庁日における幹部職員等による定時退庁，業務効率化，働き方改革，ワークライフバランス等と呼び掛ける庁内放送の実施

- 幹部職員による定時退庁を呼び掛ける庁内巡回の実施
 - アット・ホームプランの取組内容・数値目標の概要や、仕事と家庭の両立支援制度及びそれらを利用するために必要な職場での配慮事項や、子育て支援に関する情報などを紹介したハンドブックの作成
 - ワークライフバランス、働き方改革等に関する優良取組事例や各種情報を紹介・発信する法務省全職員向け情報誌「きらきら」の継続的発行
 - 幹部・管理職員等を対象としたワークライフバランス、働き方改革、マネジメント等に関する有識者による講演会の実施
- (2) 職場における仕事改革**
- 7月から8月までのワークライフバランス推進強化月間におけるゆう活等の集中的取組の実施
 - 各職場における働き方改革、ワークライフバランス等に関する優良取組事例の周知及び内閣人事局主催「働き方改革コンテスト」への応募勧奨
 - 休暇取得目標を定め、計画的な年次休暇の取得の推進
 - 記念日休暇や連続休暇等による、良質な年次休暇の取得の促進
 - 職員の意見・提言等を受け付ける業務等改善窓口の設置及びプロジェクトチームにおける検討、実施等による所属全職員の意識改革のための取組実施
 - 業務改革に係る座談会の実施
- (3) 男性の家庭生活への関わりを推進**
- 毎月19日を法務省における「育児の日」とし、男性職員の家事・育児への積極関与の働きかけ
 - 子が出生した男性職員全てに対して、配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇に関する調査票を配布し、両特別休暇の取得状況等の調査及びフォローアップの実施
- (4) 子育てや介護をしながら活躍できる職場の実現**
- 男女問わず育児・介護中の職員を対象とした「育児シート」「介護シート」による上司、人事担当職員の状況把握・助言指導・支援の実施
 - 「イクボス10ヶ条」の配布及び実践の勧奨
 - 職員の家族を対象とした職場見学会の実施
 - 育児休業経験のある男性職員による座談会の実施
 - 産前・育児休業中・復帰前後・育児中の職員向け支援プログラムの実施
- (5) 女性の活躍促進のための職場環境作り**
- 女性職員の職域拡大のため、業務の性質上、男性職員が配置されてきた職場への女性職員の試行的な配置
 - 女性職員の執務環境の改善や採用に向けた広報活動の充実
 - 幹部職員等との意見交換会や面接の実施
 - 採用1年未満の職員に対する相談・助言・指導等による支援
 - 勤務経験が浅い職員に対して先輩職員が相談・助言等を行うメンター制度の実施